

# ～ 5月1日から証明書の提示が必要になりました～ 住民票の写し等の交付請求時の 本人確認にご協力ください

第三者のなりすましによる住民票の写し等の不正請求や不当使用による被害を未然に防止するとともに、市民の皆さんの個人情報の保護を図ることを目的として、住民基本台帳法および戸籍法の一部が改正されました。

このため、5月1日(木)から、住民票の写しや戸籍謄抄本などの取得のため、窓口に来られた人(本人、代理人、使者)の本人確認がスタートしました。

住民票の写し等の交付請求の際には、官公署発行の運転免許証やパスポートなど、本人確認ができる書類をお持ちください。また、本人以外(使者・代理人)の人が窓口に来られる場合には、その人の本人確認に併せ、委任状が必要となります。

## 委任状が必要となる場合

窓口に来られる人が請求者本人(証明書を必要とする人)と異なる時は、請求者の署名押印のある委任状が必要となります。

住民票の写し等の請求の場合

同一世帯以外の人(同一住所であるが別世帯の親など)が請求する場合(法定代理人は除く)

戸籍謄抄本等の請求の場合

その戸籍に記載されている本人、配偶者および直系親族以外の人(代理人)が請求する場合

## 本人確認の対象となるもの

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍、除籍、改製原戸籍の謄本・抄本など

住民異動届や戸籍に関する届出などについても、引き続き窓口での本人確認を行います。

## 本人確認の対象となる人

交付請求等のため、窓口に来られる人(本人、代理人、使者)

## 本人確認のため提示していただく証明書

官公署発行の写真付き身分証明書

住民基本台帳カードやパスポート、運転免許証などのものがない場合は各種健康保険証や各種年金証書など官公署や会社が発行した書類

の場合、複数提示が必要となる場合があります。また、職員による口頭での質問をさせていただくこともあります。

有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限ります。

問合せ 市民課戸籍住民係  
☎0833(72)1400



## 表紙写真の紹介

地域の美観を守り続ける

日曜日の朝、今楨住宅自治会(中村政義会長)の皆さんが各々に集まりはじめ、誰に指示されるでもなく、今楨川の川岸の花壇の手入れや樹木の剪定、さらには川の中の清掃などが始まります。

毎月第三日曜日の早朝に1時間ほどをかけて行われているこの活動は、もう30年以上続けられており、自治会の皆さんにとっては当たり前の光景になっていきます。活動を始めた頃はまだまだ細かったサクラの幹も立派になりました。石積み護岸を持つ地域のシンボル今楨川。皆さんの地道な活動により水棲昆虫も増え、夏にはホタルが川面を飛び交います。今楨住宅自治会は今年度の山口県都市緑化功労者知事表彰を受賞されました。

